平成２２年（フ）第３６２号
千葉市美浜区真砂３丁目13番９棟203号、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市田村２丁目10番15―1522号　県公社田村第２共同住宅
破産者　京條　二郎
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８１１号
静岡市葵区昭府２丁目10番５－７号、旧住所静岡市駿河区高松１丁目13番３―303号
破産者　岡本　將克
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４７７号
名古屋市瑞穂区岳見町２丁目19番地の２
破産者　森リワこと　和泉　リワ
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８０５号
名古屋市中川区江松１丁目901番地　シャトーⅡ―103号
破産者　島田　明美
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２０５号
名古屋市西区浄心２丁目１番６号　ソブエビル502号
破産者　佐藤　昭三
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４７０号
愛知県尾張旭市東山町２丁目15番地13
破産者　西行美智子
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８８０号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番101―233号大幸東団地
破産者　山中　孝一
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０９５号
大阪府吹田市古江台５丁目１番１号、開始決定時の住所大阪市天王寺区生玉町10―23―1502
破産者　田中恵一郎
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６０９号
神戸市東灘区魚崎北町３丁目12―10―102、従前の住所神戸市東灘区深江本町２丁目３番35号403号
破産者　田中　政昭
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８５号
広島市西区南観音４丁目５番23―223号、申立時の住所広島市中区舟入幸町２番２―804号
破産者　松下　博史
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４７０号
札幌市中央区北４条西22丁目１番10―801号
破産者　田中　晴恵
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５９８号
札幌市西区二十四軒２条２丁目３番８号
破産者　佐藤　芳夫
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２２号
北海道旭川市永山10条１丁目１番21号　ポーチュラカＡ棟102号室
破産者　山本　　寿
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８１号
北海道稚内市栄３丁目８番17号　ハイツＭＡＶ201号
破産者　出町　　彰
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２３号
北海道旭川市４条西２丁目１番16号旭栄４条ビル301号
破産者　松居　克代
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２１号
青森市千刈３丁目５番19号、開始決定時の住所青森市千刈３丁目７番８号　第１竹内荘12号
破産者　坂本　　馨
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９８１号
仙台市青葉区台原５丁目10番45号　メゾン台原206
破産者　早坂　晋一
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７６号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南２丁目11番地の33
破産者　河本　里美
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係